

資料提供	
平成30年11月22日	
担当課 (担当者)	中部総合事務所 生活環境局 環境・循環推進課 (朝倉、森田)
電話	0858-23-3151

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分（許可取消）

このことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、下記のとおり2件の行政処分（許可の取消し）を行いました。

記

1 事案1

(1) 被処分者

鳥取県東伯郡北栄町西園120番地
株式会社ケースリー
代表取締役 龍田 海住（たつた みすみ）

(2) 処分年月日

平成30年11月21日

(3) 処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

(4) 行政処分を行う理由

上記法人の役員が法第14条第16項の規定（再委託基準）に違反したことにより、法第26条第1号の規定による罰金の刑に処され、法第14条第5項第2号ニにおいて規定する法第7条第5項第4号ハに該当するに至ったことにより、法第14条の3の2第1項第2号に規定する許可の取消要件に該当するとともに、同法人が法第32条第1項第2号の規定による罰金の刑に処され、法第14条第5項第2号イにおいて規定する法第7条第5項第4号ハに該当するに至ったことにより、法第14条の3の2第1項第1号に規定する許可の取消要件に該当したため。

(5) 許可の内容

許可の種類	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	03103152127
許可年月日	平成26年11月26日
事業の範囲	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（以上3品目、自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、がれき類 以上7品目、いずれも特別管理産業廃棄物及び石綿含有産業廃棄物であるものを除き、いずれも積替え保管を除く。

2 事案2

(1) 被処分者

鳥取県倉吉市福光222番地10
中口 勝正 (なかぐち かつまさ)

(2) 処分年月日

平成30年11月21日

(3) 処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

(4) 行政処分を行う理由

被処分者が法第16条の2の規定（焼却禁止）に違反したことにより、法第25条第1項第15号の規定による罰金の刑に処され、法第14条第5項第2号イにおいて規定する法第7条第5項第4号ハに該当するに至ったことにより、法第14条の3の2第1項第1号に規定する許可の取消要件に該当したため。

(5) 許可の内容

許可の種類	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	03103192692
許可年月日	平成28年12月1日
事業の範囲	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（以上3品目、自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、がれき類 以上7品目、いずれも特別管理産業廃棄物及び石綿含有産業廃棄物であるものを除き、いずれも積替え保管を除く。